

主な指摘事項【児童発達支援】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	契約支給量の報告等	利用に係る契約をした時及び契約内容に変更が生じた時は、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し報告すること。	1件
運営	サービスの提供の記録	<p>サービスの提供の記録について、サービスの提供を行った際には、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録すること。</p> <p>サービスの提供の記録については、サービスの提供を行ったことについて通所給付決定保護者からの確認を得る必要があるため、すべての記録において適切に通所給付決定保護者からの確認を得ること。</p>	1件
運営	児童発達支援計画の作成等	<p>児童発達支援管理責任者は、すべての障害児について、その希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という）を行い、適切な支援内容の検討を行うこと。特に、初回アセスメントについては、利用契約締結に当たって速やかに実施及び記録の作成を行い、これに基づき児童発達支援計画の原案を作成すること。</p> <p>アセスメントに当たっては、児童発達支援管理責任者が通所給付決定保護者及び障害児に面接して行うこと。ついでには、アセスメントの記録において、面接実施日及び面接者氏名を明記するなどしてその事実を明らかにすること。</p> <p>すべての障害児について、サービス提供に当たる担当者等を招集して行う会議（以下、担当者会議という）の記録が確認できなかったため、その様式を定め、適切に運用すること。また、担当者会議の開催に際しては、児童発達支援計画の原案について児童発達支援管理責任者が各担当者等に意見を求めたことが分かる記録を作成すること。</p>	1件
運営	勤務体制の確保等	<p>一部の従業員の雇用契約書について、職種の記載が不明確なものが散見されたため、これらを明記した雇用契約書や辞令書等を発出し、その勤務体制を明確にすること。</p> <p>職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されること（ハラスメント）を防止するための方針の明確化等の必要な措置（対応マニュアルの策定、相談窓口の設置や研修の実施など）を講じること。</p>	1件
運営	身体拘束等の禁止	<p>身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。委員会の開催に当たっては、議事録を作成し、事業所に保管すること。</p> <p>②身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p>	1件